平成２８年（フ）第６１号
茨城県つくば市谷田部4774番地１　３棟405号
債務者　吉葉　愛子
１　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
長崎県長崎市中里町1255番地２　アザレア202
債務者　小川ゆう子
１　決定年月日時　平成28年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
北海道小樽市山田町１番14号
債務者　中田　正則
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４９号
北海道小樽市桜３丁目18番136号　桜東住宅、前住所北海道小樽市桜５丁目11番21号
債務者　横山　朋子（旧姓磯野）
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５０号
青森県八戸市長苗代１丁目１番13号　石橋住宅７号室、前住所青森県八戸市根城３丁目18番19号
債務者　小森　洋一
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
福島市荒井字叭内前７番地
債務者　伊藤　礼子
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７２号
茨城県石岡市宮ケ崎198番地
債務者　田谷野順子
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
群馬県桐生市相生町２丁目483番地の15　アタゴコーポ105
債務者　佐藤　麻代
１　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３号
千葉県勝浦市部原1156番地１
債務者　野口さやか
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
千葉県いすみ市大原3951番地
債務者　永野　幸夫
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
千葉県木更津市下郡731番地１
債務者　和田　　稔
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３５号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目12番地２　Ａ号
債務者　大野　広一
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９７号
岐阜市茜部菱野４丁目152番地１
債務者　松平　雅文
１　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９８号
岐阜市茜部菱野４丁目152番地１
債務者　松平　智子
１　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５２号
静岡県富士宮市野中711番地の５　米山光敏方、住民票上の住所静岡県三島市南二日町３番48号　伊豆箱根交通青木寮
債務者　米山　和宏
１　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１１号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里51番地の１
債務者　小林　茂樹
１　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１２号
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里51番地の１
債務者　小林味代佳
１　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
静岡地方裁判所下田支部